

平成26年6月19日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜  
1番 豊村貴司  
3番 朝長 勇  
5番 浦 泰孝  
7番 池田大生  
9番 石橋敏伸  
11番 山口裕子  
14番 山崎鉄好  
16番 宮本栄八  
18番 山口昌宏  
20番 牟田勝浩  
23番 江原一雄

副議長 吉川里己  
2番 猪村利恵子  
4番 山口 等  
6番 松尾陽輔  
8番 石丸 定  
10番 上田雄一  
12番 古川盛義  
15番 末藤正幸  
17番 吉原武藤  
19番 川原千秋  
21番 松尾初秋  
24番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 松本重男  
次 長 川久保和幸  
議事係 長 江上新治  
議事係 員 杉原啓仁

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	渡	啓	祐
副	市長	前	田	敏	美
教	育	浦	郷		究
技	監	松	尾		定
政	策	松	尾	満	好
つ	ながる	平	川		剛
営	業	北	川	政	次
営	業	友	廣	秀	敏
営	業	山	下	朋	彦
く	らし	中	野	博	之
こ	ども	諸	岡	隆	裕
ま	ちづく	森		孝	畑
山	内	山	下	知	行
北	方	坂	口		勉
会	計	前	田	健	次
教	育	溝	上	正	勝
上	下	筒	井	孝	一
総	務	水	町	直	久
財	政	松	尾		徹
企	画	山	田	恭	輔
選	挙	馬	場	恒	信
農	業	秀	島	一	喜

---

議 事 日 程 第 7 号

6月19日(木)10時開議

- 日程第1 第40号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 第41号議案 武雄市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 第43号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更に係る協議について(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 第50号議案 武雄小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結について(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 第46号議案 平成26年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第1回)(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 第47号議案 平成26年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第1回)(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 第51号議案 財産の処分について(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 第52号議案 平成26年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第1回)(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 第42号議案 市道路線の変更について(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 第45号議案 平成26年度武雄市下水道事業特別会計補正予算(第1回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 第44号議案 平成26年度武雄市一般会計補正予算(第1回)(所管常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 第53号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第13 意見書第3号 情報化社会に対応した教育予算の拡充を求める意見書(趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第14 意見書第4号 国民健康保険事業運営に係る国の財政支援を求める意見書(趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第15 選挙第8号 武雄市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙(選挙)

- 日程第 16 選挙第 9 号 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙（選挙）  
日程第 17 選挙第 10 号 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙（選挙）  
日程第 18 閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）（議決）
- 

開 議 10 時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました議案第 53 号及び議員から提出されました意見書第 3 号、第 4 号及び選挙第 8 号から第 10 号までの 3 件、計 6 件を追加上程いたします。

それでは、総務文教、産業経済、福祉、建設の各常任委員会へ付託をいたしておりました議案等の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第 1～第 4 第 40 号議案～第 50 号議案

日程第 1. 第 40 号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例より、日程第 4. 第 50 号議案 武雄小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結についてまでを一括議題といたします。

以上の 4 議案は総務文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 40 号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第 40 号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例についての主な審査内容と結果について御報告いたします。

本議案は、地方税法の一部改正に伴う条例改正ですが、委員からは、軽自動車税の負担水準を適正化するための税率の引き上げについては、デフレ脱却や経済再生の理由にはならないのではという意見がありました。

また、国税として徴収される地方法人税の創設については、法人市民税が引き下げられた分が地方交付税で算入されるのかという問いには、全国への再配分の情報はまだ来ていないということですが、武雄市においては増額になるのではということでした。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 41 号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

**○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 41 号議案 武雄市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例について報告いたします。

今回の改正は上位法の改正に伴うもので、非常勤消防団員退職報償金の支給額を一律 5 万円増額し、最低支給額を 20 万円に改正するものと説明を受けております。委員からは、この退職報償金は課税対象になるのかという質問がありましたが、答弁としては分離課税の対象ではあるが金額的に対象外になるということです。

消防団への通知には配慮したいということでした。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 43 号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

**○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 43 号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更に係る協議について報告します。

4 月に伊万里・有田消防組合が発足し、その議会議員等の公務災害について佐賀県市町総合事務組合に共同処理の参加申し込みがあっており、関係地方公共団体の議会の議決を得るものと説明を受けております。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 50 号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

**○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 50 号議案 武雄小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結について報告いたします。

契約金額は 3 億 2,581 万 4,400 円、工期につきましては、議決の日の翌日から平成 27 年 3 月 6 日を完成予定とされております。

構造については鉄筋コンクリートづくりで延べ床面積 1,191 平米で、アリーナはバスケット

トのコート2面がとれる広さで、アリーナ部分は既存の体育館とほぼ同じ広さ、それにステージという配置を予定されております。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

#### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については各議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第40号議案に対する討論を求めます。

〔「はい、議長」「賛成」と呼ぶ者あり〕

23番江原議員

#### ○23番（江原一雄君）〔登壇〕

第40号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例に反対の討論を申し上げます。

地方税法の一部改正に伴って、市税条例の一部改正であります。軽自動車税、原付バイク、農耕作業用などにかかわる税率見直しは市民にとって大きな負担となります。（発言する者あり）

きょうは、国家公務員の皆さんの研修で傍聴もおられますが……（「いや、おらんよ」と呼ぶ者あり）まさに……（「武雄市の職員です」「武雄市の職員って」と呼ぶ者あり）あ、失礼しました。勘違いしまして、申し訳ありません。（「議員さんが、市の職員ぐらい覚えとってよ」「ちゃんとしとってよ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

市の職員の新規採用の方も（発言する者あり）傍聴されておりますので。（発言する者あり）

#### ○議長（杉原豊喜君）

静かに。（「ちゃんとせんと」と呼ぶ者あり）（笑い声）（発言する者あり）

#### ○23番（江原一雄君）（続）

先ほどの国家公務員の私の主張について、撤回を申し上げます。

軽自動車税、原付バイク、農耕作業用などにかかる税率見直しは市民にとって大きな負担となるのではありませんか。その額は平成27年度当初予算と比較しまして、500万円増になる見通しであります。市民はこの4月から消費税が8%に税率引き上げられて、とても生活への影響が大きくこれからますます心配であります。この消費税、さらに来年10月から10%に引き上げられていくなれば生活できないと悲鳴、怒りが巻き起こっています。安倍内閣は、デフレ脱却、経済再生をうたわれていますが、この税率見直しは市民にとって逆立ちではな

いでしょうか。まさに軽自動車税の税率見直しは、今行われておりますT P P交渉でのアメリカが要求する……（「関係なかとやなか」「何の関係ああと」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）外圧の圧力ではないかと言わざるを得ませんし（発言する者あり）静かにしなさい。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに、静かに。

○23番（江原一雄君）（続）

私どもはまさに、日本にあった軽自動車税が市民生活にとってまさに市民の足でもあります。その税率が引き上げられること、本当に怒っているのではありませんか。私は今回の……（「市議会と何の関係があるの」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）武雄市税条例の一部を改正する条例に国の税率見直しではありますけれども、武雄市民の生活のことを考えるならば……（「ルール守りなさいよ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

静かに。やじは飛ばしなさんな。

○議長（杉原豊喜君）

静かに。（笑い声）やじに応酬しないように。（「アドバイスですよ」と呼ぶ者あり）（笑い声）（発言する者あり）

静かに。（発言する者あり）静かに。

○23番（江原一雄君）（続）

アドバイスじゃありません。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

やじに応酬しないで。（発言する者あり）注意していますよ、静かにと。（発言する者あり）討論して。

○23番（江原一雄君）（続）

私は今回のこの第40号議案は本当に中止するべきだと。当局含め国に対して要求し反対の討論といたします。

以上です。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

4番山口等議員

○4番（山口 等君）〔登壇〕

おはようございます。第40号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回は、地方税法の一部を改正するもので、法人市民税は地方法人課税の偏在是正のための措置であり、また軽自動車税の税率の見直しは、負担水準を適正化する税率の引き上げであります。

今回の委員会の中で議案に反対というだけでですね、反対理由を得られなかった方もおられます。ただ反対というだけではですね、執行部としてもどのように対応しているのか、また市民にですね、どのように説明しているのかわからないと、そういったことになってくるかと思えます。

ぜひ委員会の席上でですね、理由等をはっきりしていただいて委員会が本当に意義あるものになっていけばと思います。(発言する者あり) よって、私は第 40 号議案につきまして、賛成するべきものと判断し賛成討論とさせていただきます。議員各位の御賛同を、よろしくお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。討論をとどめます。

これより第 40 号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 40 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 41 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 41 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 41 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 43 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 43 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 43 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 50 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 50 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 50 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 5～第 8 第 46 号議案～第 52 号議案

日程第 5. 第 46 号議案 平成 26 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 1 回）より、  
日程第 8. 第 52 号議案 平成 26 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 回）  
までを一括議題といたします。

以上の 4 議案は、産業経済常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第 46 号議案に対する報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

#### ○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

おはようございます。それでは、経過の報告を申し上げます。

本委員会に付託されました第 46 号議案 平成 26 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は競輪事業費で、競輪場バンクの改修調査設計費に 2,000 万円、施設改修基本調査費に 700 万円、合計の 2,700 万円が計上されております。この競輪場バンクは、平成 8 年に全面改修後、18 年経過をしており経年劣化が見られるため、平成 27 年度に全面改修を予定しているという説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

#### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

16 番宮本議員

#### ○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕

バンクのですね、設計と本体の部分の設計ちゅうことになると思うんですけども、バンクのほうは専門業者がおってそこに委託なのかな。委託がですね、別々のところに委託するのか、一緒にするのか、プロポーザル的なものなのか、その辺何か説明とかお話があったらですね、お聞かせください。

#### ○議長（杉原豊喜君）

末藤産業経済常任委員長

#### ○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

別々にするか、せんかというのは説明もあっておりませんし、設計の入札の方法も説明はあっておりません。また、審議もしておりません。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 47 号議案に対する報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 47 号議案 平成 26 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、給湯事業費で給湯管布設替測量設計及び布設替工事を行うもので、事業費は給湯事業基金から繰り入れるものと説明を受けました。事業の内容としましては、今回の布設替えの長さといえますか、距離は 1.4 キロメートルの配管替えということで説明を受けたところでございます。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 51 号議案に対する報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

次に、本委員会に付託されました第 51 号議案 財産の処分についてでございますが、この処分は武雄北方インター工業団地の土地 4 筆、面積 2 万 9,684 平方メートル、売買代金 4 億 1,260 万 7,600 円で、売買の単価が 1 万 3,900 円、平米当たりですね、処分の相手は、興銀リース株式会社と説明を受け、審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」「はい、議長」と呼ぶ者あり〕

23 番 江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

土地売買仮契約書の 8 ページの所有権移転登記の第 9 条の中に、所有権の移転登記に要する費用は甲の負担とする。ただし、登録免許税は乙の負担とする、という項目がありますが、この件について審議され、内容について報告があったのかお尋ねをします。

○議長（杉原豊喜君）

末藤産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

その部分についてはですね、質疑もございませんでしたし、執行部からの説明もございませんでした。ということで審議はしておりません。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 52 号議案に対する報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 52 号議案 平成 26 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、財産の処分に伴う土地売却収入 4 億 1,260 万円が計上されており、その収入で新工業団地整備事業債の一部を繰り上げて償還するものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 46 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 46 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 46 号議案は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、第 47 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 47 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 47 号議案は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、第 51 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 51 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 51 号議案は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、第 52 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 52 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 52 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 9 ・ 第 10 第 42 号議案 ・ 第 45 号議案

日程第 9. 第 42 号議案 市道路線の変更について及び日程第 10. 第 45 号議案 平成 26 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）を一括議題といたします。

以上の 2 議案は、建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 42 号議案に対する報告を求めます。浦建設常任委員長

#### ○建設常任委員長（浦 泰孝君）〔登壇〕

おはようございます。今定例会において本委員会に付託されました第 42 号議案 市道路線の変更について御報告申し上げます。

現在の市道である武雄北方インター工業団地線は、県道北方朝日線より分岐し工業用地までを結ぶ団地内路線であります。今回の変更は、武雄北方インター工業団地にコスモス薬品が進出を予定しておりますが、予定地が現在の市道に接していないため、当該路線を延伸するものと説明を受けました。

なお、委員会において現地を視察し確認したところでございます。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 45 号議案に対する報告を求めます。浦建設常任委員長

**○建設常任委員長（浦 泰孝君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 45 号議案 平成 26 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）について御報告申し上げます。

今回の補正は、下水道事業の経理方式を現在の官庁会計方式から水道事業と同じ公営企業会計方式に平成 28 年度から導入するため、その移行準備として固定資産評価のための資産調査などの委託料、そして公共下水道事業の全体計画区域の見直しのための現地調査、費用対効果などの資料作成及び次期事業認可区域を選定するための設計業務委託料をお願いするものであるとのことでした。

歳入においては、一般会計からの繰入金増額の増額補正であるとのことでございます。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 42 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 42 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 42 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 45 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 45 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 45 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 11 第 44 号議案

日程第 11. 第 44 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。本案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務文教常任委員長にその審査の経過並びに結果について報告を求めます。上田総務文教常任委員長

#### ○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 44 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）について、主な審査内容と結果を御報告いたします。

歳出の主なものとして、2 款 1 項 4 目財産管理費では、土地開発基金の財産である田代酒造跡地、約 4,500 平米の売却処分を行うため、買い戻しに要する経費 9,926 万 6,000 円として取得時の価格で計上されております。

2 款 2 項 1 目企画総務費では、昨年度から取り組んでいる公文書の電子化に必要な機器、人員等に係る経費が計上されております。

委員から内容が単純な作業であるとするれば、ハンディキャップのある人を優先していただくよう考慮してほしいとの意見がありました。

また、10 款 1 項 3 目学校教育総務費の旅費では、官民一体学校創設に伴う職員の研修、モデル校である武内小学校等の花まる学習会からの講師派遣費用などの費用弁償を計上されております。

5 項 4 目の図書館費では、図書館・歴史資料館の劣化診断調査委託料 200 万円が計上されておりますが、施設が 14 年目を迎え、長く活用するための施設本体の調査、設備の調査を行い、劣化に対応した計画の作成に役立てたいとのことでした。

審査の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

#### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

16 番宮本議員

**○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕**

田代酒造跡の買い戻しの件ですね、そのあとのまあ活用とか何とか、そういうことについての議論というんですかね、説明とかありましたか。お聞きします。

**○議長（杉原豊喜君）**

上田総務文教常任委員長

**○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕**

質疑ありがとうございます。田代酒造跡地の分についてはですね、委員のほうから土地開発基金の財産買い戻しを今後どのように、今後のことはどのようなふうになっているかという問い合わせに対しまして、近隣の寺、宅地所有者、地元公民館用地に分割の話もあるし、民間からは宅地分譲、アパート建設の問い合わせ、処分を普通財産に戻すための提案ということで、今後定住促進に該当するように売却を進めたいという説明がありました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕**

本委員会に分割付託されました、第 44 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正の主なものとして、農地費 15 節工事請負費で、新幹線鉄道工事に伴うため池・農道付替工事として 1 億円計上されており、事業費については鉄道運輸機構が全額を負担するという説明を受けました。

なお、委員会において現地を視察確認したところでございます。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉常任委員長の報告を求めます。山口裕子福祉常任委員長

**○福祉常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕**

おはようございます。本委員会に分割付託されました、第44号議案 平成26年度武雄市一般会計補正予算（第1回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、老人福祉費では老人ホーム、宅老所などにおけるスプリンクラー、防火壁など施設の整備に対する補助金が、国、県の補助金を伴って計上されております。

児童福祉費では国の補助基準額が変更されたことにより、芳華保育園、花島保育園に対する安心子ども基金特別対策事業費補助金が増額されております。

また、新規事業として農林水産省の指定を受け実施する学校給食地場食材利用拡大モデル事業に要する経費が計上されております。学校給食地産地消率向上を図り、食材に関する調査、会議、伝承料理の発掘、至ってはこうした取り組みによる学校給食を地域、家庭に広めていくという説明を受けております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

#### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。浦建設常任委員長

#### ○建設常任委員長（浦 泰孝君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に分割付託されました、第44号議案 平成26年度武雄市一般会計補正予算（第1回）について御報告申し上げます。

今回の補正の主なものとして、道路維持費において、工事費に交付金事業の道路防災工事、舗装修繕工事と市単独事業の道路維持工事費を委託料に、高野、木の元地区の道路浸水対策調査解析業務に要する費用をお願いするものであるとのことでした。道路浸水対策調査については、高野、木の元地区は毎年浸水被害を受けている状況で軽減対策となるよう実施するものと説明を受け、早急な調査が必要と感じました。

街路事業費の路線別の支出予算は、中野御船山線については歩道舗装工事費と建物調査委託料1件分、電柱移転1件分の補償費。永松川良線については都市下水路の付替工事費、建物補償費と用地購入費。天神崎白岩線については家屋2件分の建物補償費と用地購入費をお願いするものとのことでした。

また、県が事業主体で実施している甘久武雄線、内町迎田線などに対する15%分の負担金をお願いするものであるとの説明を受けました。

歳入について、都市計画補助金は、中野御船山線、永松川良線、天神崎白岩線の街路事業費の対象経費に対する補助金、補助率55%との説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

ここで第44号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

第44号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」「議長」と呼ぶ者あり〕

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

第44号議案 平成26年度武雄市一般会計補正予算（第1回）について、反対の討論を申し上げます。

1つは企画総務費の費用弁償55万円。2つ、学校教育総務費、旅費315万5,000円に関する官民一体学校導入の補正予算に対して、拙速だとして反対を申し上げます。

その理由は第1に4月17日、市長は東京文部科学省、文科省で記者発表されましたが、保護者、学校関係者はまさに蚊帳の外であり、市民には事前に一切協議もなければ報告もない。これは政治が教育に介入している姿そのものではありませんか。

第2に教育に、内容に関しての決定の進め方は、政治的決定のルートでなく、教育を担う現場の方々、保護者、教師集団の営み、話し合い、協議による日常的な取り組みのルートによるべきものだと私は考えるものであります。これらの点で市民に事前に説明しなかったやり方は到底認められません。

3つ目に図書館・歴史資料館劣化調査診断調査委託料200万円の支出についても反対申し上げます。改修に7億5,000万円かけ、さらにその結果グッドデザイン賞をもらったと言われております——されましたが、ここで劣化診断調査委託を進めることに対して市民は驚いています。今この委託料を執行する理由に説明を聞いて当たらないと考え、以上指摘いたしまして反対の討論をいたします。（「いまんとか大討論や」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

4番山口等議員（発言する者あり）

○4番（山口 等君）〔登壇〕

第44号議案 平成26年度武雄市一般会計補正予算（第1回）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど図書館・歴史資料館の劣化診断調査委託料について御意見がありましたが、この調査は内部の改修、設備の長寿命化を図るものであり、躯体の状況、空調機、換気設備、変電

設備等の全体的な劣化診断の調査であります。この結果を踏まえて計画的に改善を進めるための調査でもあります。

現在たくさんの方がこの図書館に訪れておられます。この方々が快適に過ごしていただくためにも、この調査は必ず必要だと考えております。

また委員会の席上で、教育に関して全般的に反対というようなことも言われておりました。そのような中で武雄中学校のエレベーター等の設置、建築工事についても反対なのでしょう。か。「北方中」と呼ぶ者あり）北方中です、すみません。これまで北方中のみがエレベーターの設置がなされておらず、これですべての中学校に設置することになっております。

よって私自身、第 44 号議案につきまして賛成すべきものと判断し、賛成討論とさせていただきます。

議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 44 号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 44 号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。（発言する者あり）

〔20 番「議事進行」〕

20 番牟田議員

○20 番（牟田勝浩君）

すみません、自席からいいですか。（「議事進行席」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

議事進行席にお願いします。

○20 番（牟田勝浩君）

こいのあっけん、こっからでよかごたあばってんね。（発言する者あり）（笑い声）（発言する者あり）

議事進行でちょっとお尋ねします。今反対討論とか出ましたけども、この議会、武雄市議会というのは委員会制をとってます。委員会の中でももちろん賛成、反対あるでしょう、いろいろ。でもね、そのときの中で委員会できちんと反対の理由とかを説明してもらわないと、

きょうも委員長は反対がありましたと。反対の理由がわからない。我々同じ委員も例えば市民に……（発言する者あり）説明するときに、反対あったよって説明するわけですね。そういうときに、何ば反対しんさったとと答えられないわけですよ。本会議でも討論省略ってことが以前たまにありましたけども、そのときもほかの議員さんからちゃんと討論せいやという声が上がりました。

委員会というのは、この議会をそのまま凝縮したのが委員会であります。そういう中でもですね、きちんと反対なら反対の理由を言ってもらわないと、同じ委員、同じ議員として説明もできないし、そして委員長も困ります。そして何よりも執行部は何に反対されたか、どこに反対されたか（発言する者あり）うん、わからないわけですね。これ今厳格なルールが決められておりません。ですからぜひ、議長そして常任委員長相談して、そういうルールをきちんとつくっていただきたいんですけどもいかがでしょうか。

#### ○議長（杉原豊喜君）

ただいまの牟田議員の議事進行につきましては、総務文教常任委員長さんから、私のほうに申し出が上がっております。きょうも朝のうちちょっと話をしてございましたけれども、やはり……（発言する者あり）何で反対をするのか、そこの部分を明確にさせていただかなければ、市民の皆さん方にも説明ができない。

また執行部もですね、この反対に対していろんな対応もできないということですのでそういった件につきましては、今後議会改革検討委員会、あるいは議論におきまして反対の立場にあられる方は、もう討論で反対の意思を明確にさせていただくということですね、協議をしていただいて、そのような対応させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。（発言する者あり）（笑い声）

議事を進行いたします。

#### 日程第 12 第 53 号議案

日程第 12. 第 53 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。樋渡市長

#### ○樋渡市長〔登壇〕

第 53 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の川内野英夫氏が御逝去されたことにより、後任として新たに福地純一氏を固定資産評価審査委員会委員としてお願いいたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき議会の御同意をお願いするものであります。

福地氏の経歴につきましては添付いたしております略歴書のとおりです。

どうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

本案に対する討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 53 号議案を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、第 53 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

### 日程第 13 意見書第 3 号

日程第 13. 意見書第 3 号 情報化社会に対応した教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。提出者からの趣旨説明を求めます。10 番上田議員

#### ○10 番（上田雄一君）〔登壇〕

意見書第 3 号 情報化社会に対応した教育予算の拡充を求める意見書の案の提出者を代表しまして、趣旨説明をさせていただきます。

驚異的なスピードで進む情報化社会、その情報化社会を支える ICT 技術。今日 ICT は私たちの生活にとってなくてはならないものであり、暮らしの様々な場面で活用されており、そして情報化社会での ICT 技術の活用は、少子高齢化社会に豊かさと調和をもたらし、グローバル化と地域固有文化の……（「要点でよかよ」と呼ぶ者あり）よかですか。（「要点でよか」と呼ぶ者あり）こい、要点難しかね。（笑い声）（発言する者あり）

#### ○議長（杉原豊喜君）

静かに。

#### ○10 番（上田雄一君）（続）

未来にかけがえのない地域環境を残し（発言する者あり）伝えていくことにもその力を発揮するものであります。

これからの学校は学習内容に応じて、ICT の導入や工夫を凝らした授業を行うことで、一人一人に対するきめ細やかな対応が求められており、平成 18 年義務教育の国庫負担割合が

2分の1から3分の1に引き下げられたことは、各自治体において様々な取り組みが試行錯誤されている中、やはり予算の確保が重要な位置づけとなり、財政的な圧迫や制約を受けていることは言うまでもない。

こうした観点から 2015 年度政府の予算編成において、下記事項の実現において強く要望するものであります。

ICT教育等を含む教育水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに国負担割合を2分の1に復元することを求めるものでございます

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

16 番宮本議員

○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕

国庫負担をですね、上げるちゅうのはずっと毎回こう出てることですが、その理由が今回ICTのほうをするためについていうことに、重点が置かれてるちゅうことですかね。（発言する者あり）

〔10 番「よく読んでいただければ……すみません」〕（笑い声）

○議長（杉原豊喜君）

10 番上田議員

○10 番（上田雄一君）〔登壇〕

よく読んでいただければわかると思うんですけど、ICT教育等を含む教育水準の維持向上をはかるためというふうにしておりますので、ICTも含めております。ほかにもいろんなことが考えられると思いますので、御理解いただきたいと思います。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本件は、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

23 番江原議員

**○23 番（江原一雄君）〔登壇〕**

意見書第3号 情報化社会に対応した教育予算の拡充を求める意見書について、反対の討論を申し上げます。（発言する者あり）

そもそも義務教育費国庫負担制度で国負担割合を2分の1から3分の1に引き下げたのは、安倍第一次内閣でありました。

この意見書の……（三位一体のときよ、違うよ）と呼ぶものあり）項目には、ICT教育等を含む教育水準の維持向上をはかるためと記述されていますが、この意見書は（発言するものあり）ICT教育推進が（発言する者あり）大目的であると推察せざるを得ません。

（発言する者あり）

学校現場、保護者が望むのは行き届いた教育の推進であり、そのためにも安倍内閣がやろうとしない小学3年生以上の35人学級こそ早急に実施されるよう臨むことが必要であると考えます。（発言する者あり）このことに照らして、この意見書には賛同できないと考え、反対の討論と申し上げる次第であります。（発言する者あり）失礼しました。（発言する者あり）

**○議長（杉原豊喜君）**

静かに。

**○23 番（江原一雄君）（続）**

指摘をいただきまして、失礼しました。反対理由の中で35人以上と言いましたが、訂正します。35人以下学級でございます。失礼いたしました。（発言する者あり）（「あれは小泉の三位一体のときに出てきたとやけん違う」「平成17年」「違うって」と呼ぶ者あり）

**○議長（杉原豊喜君）**

4番山口等議員（「勉強しんさいよ、ちゃんと」と呼ぶ者あり）（（発言する者あり）

静かに。（発言する者あり）

**○4 番（山口 等君）〔登壇〕**

意見書第3号 情報化社会に対応した教育予算の拡充を求める意見書について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今日、ICTは私たちの生活にとってなくてはならないものであり（発言する者あり）暮らしのさまざまな場面で活用をされております。

これからの学校は学習内容に応じてICT技術を導入し、子どもたちの目線に立って対応していくべきだと考えております。そのためにも教職員の確保が必要であり、また国庫負担金割合を元の2分の1に戻すべきであると考えております。よって、この意見書については賛成すべきものと判断し、賛成討論とさせていただきます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

討論をとどめます。

これより意見書第3号を採決いたします。本件は起立により採決を行います。本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、意見書第3号は原案どおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第3号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

日程第14. 意見書第4号に入る前でございますけれども、意見書第4号について訂正したい旨の申し入れがっております。内容は意見書をごらんいただきたいと思います。

意見書の上から5行目の「引き下げ」を「引き上げ」にと、一部の訂正の申し出がっております。

お諮りいたします。意見書第4号について、訂正を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第4号の訂正については承認することに決定いたしました。改めて、意見書第4号を議題といたします。

#### 日程第14 意見書第4号

日程第14. 意見書第4号 国民健康保険事業運営に係る国の財政支援を求める意見書を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。11番山口裕子議員

#### ○11番（山口裕子君）〔登壇〕

意見書第4号 国民健康保険事業運営に係る国の財政支援を求める意見書の趣旨説明を行います。

国民健康保険事業については、加入者の高齢化や医療技術の高度化により年々増加する医療費の一方で、経済の低迷や低所得者層の増加などにより、被保険者の所得水準が低く、保険者の負担率が著しく高いといった構造的問題を抱えており、保険者の責任によらない要因による赤字保険者が増えている。現在、国保財政運営に厳しい状況にあり、国保税の引き上げ、医療費抑制のための対策などを各市実施しているところであるが、これ以上、被保険者に対し負担を求めることは極めて困難であり、一般会計からの法定外繰入を余儀なくされているところであります。

このような状況を招いた要因として（発言する者あり）国保財源の国庫負担率が総医療費の45%から38.5%、「要点だけお願いします」と呼ぶ者あり）保険給付費の50%に引き下げられたことがある。消費増税に伴い、低所得者に対する財政支援強化のために、公費負担が実施される運びとなったが、医療費に対する国庫負担割合の引き上げなど、さらなる支援が必要である。

またこのほど、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に係る法律が施行

されたが、市町村国保の運営の都道府県化については、地方の理解を得た上で、国の責任において、国保の構造的問題を解決し、将来にわたる持続可能な制度の構築、さらに国民皆保険制度を確保し、給付と負担の公平化を実現するためには、国による一本化を図るべきである。よって、国においては国民健康保険が国民皆保険制度を支える最後の砦として持続可能な制度とするために、下記事項について強く要望する。

記、1. 医療費に対する国庫負担割合の引き上げ、支援を行うこと。2. 給付と負担の公平化を実現するために、国による国民健康保険の一本化を推進すること。

以上で趣旨説明を終わらせていただきます。

**○議長（杉原豊喜君）**

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

23 番江原議員

**○23 番（江原一雄君）〔登壇〕**

意見書第4号について、国民健康保険事業に係る国の財政支援を求める意見書に反対の討論を申し上げます。（「おー」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

今、意見書にも述べられてるように、一つは（「想定外」と呼ぶ者あり）国庫事業の困難な状況を招いたのは国庫負担率が45%から38.5%に引き下げられたとされております。その引き上げを求めることについては、（「賛成やろうもん」と呼ぶ者あり）平成22年3月議会で同様の意見書を私は提案し（「違うよ」と呼ぶ者あり）全会一致で（「違うって」と呼ぶ者あり）提案を国に対して要望した経緯もあります。まさに今の国保財政の困難な状況を招いたのは、国庫負担率が45%から38.5%に引き下げられたこと、その要因ではないでしょうか。その引き上げを求めることについては（発言する者あり）賛同するものでありますが、（「賛成答弁よ、それ」と呼ぶ者あり）2つ目の給付と負担の公平化を実現するために国による国民健康保険の一本化を推進することについては疑義を持つものであります。（「何だよ」と呼ぶ者あり）（「何で」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

私は（発言する者あり）これまで昭和36年度から、国民健康保険事業が開始されてきた

わけでありますが、ここに来てその矛盾を国による健康保険制度の一本化を推進することについては疑義を持つものであり、よって、この意見書には（「何が」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）賛同できないと考え……（発言する者あり）反対の討論を申し上げさせていただきます。（発言する者あり）（「理由ば言わんばやろ」「理由ば言え、理由ば」「勉強しとんされんけんわかんされんと」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

12番……（発言する者あり）（笑い声）12番古川議員

○12番（古川盛義君）〔登壇〕

意見書第4号に対する賛成の立場で、討論をさせていただきます。

今反対者が負担割合の増額には賛成すると。しかし、国の一本化には反対をするということとございました。（「理由はなかったよね」と呼ぶ者あり）今現在は、各市町村で国保税の不平等が行われております。

武雄市においても、年間1億2,000万、総額で6億5,000万の累積赤字を抱えております。国にどうしてもこの一本化を最後はお願いしなければならないということとございます。地方を守るために、この国保税の財政支援をお願いすることを求めて、賛成の討論といたします。議員の皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜）

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。（発言する者あり）

これより意見書第4号を採決いたします。本件は起立により採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第4号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

#### 日程第15 選挙第8号

日程第15. 選挙第8号 武雄市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

この選挙は、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき、武雄市選挙管理委員会委員4名及び補充員4名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

次に、お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長において指名することに決定いたしました。

それでは、私において指名いたします。

最初に武雄市選挙管理委員会委員の指名を行います。住所、氏名の順に申し上げます。

武雄市山内町、大宅敏治氏、武雄市橘町、田崎英子氏、武雄市北方町、田崎義兼氏、武雄市橘町、古川正明氏、以上の4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名の方を武雄市選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の方が武雄市選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、武雄市選挙管理委員会委員補充員の指名をいたします。

この補充員については、地方自治法第182条第3項の規定に基づき、順位が必要ですので、順位を付して指名いたします。

第1順位、武雄市武雄町、平山由美子氏、第2順位、武雄市北方町、末次隆裕氏、第3順位、武雄市山内町、藤崎勝行氏、第4順位、武雄市武雄町、本村博史氏、以上の4名の方を武雄市選挙管理委員会委員補充員に指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において順位を付して指名いたしました4名の方を、武雄市選挙管理委員会委員補充員に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の方が武雄市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

#### 日程第16 選挙第9号

日程第16. 選挙第9号 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、武雄市から選出の組合議員のうち市長が管理者に選任されたので、杵藤地区広域市町村圏組合規約第5条第3項の規定に基づき、本議会において武雄市職員のうちから1名を選挙するものであります。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選との2つの方法があります。

そこで、お諮りいたします。この選挙については指名推選によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名をいたします。

組合議員に武雄市副市長、前田敏美君を指名いたします。（「おー」と呼ぶ者あり）

ただいま指名いたしました前田敏美君を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、武雄市副市長前田敏美君が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

#### 日程第 17 選挙第 10 号

日程第 17. 選挙第 10 号 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、武雄市から選出の組合議員のうち市長が副管理者に選任されましたので、佐賀県西部広域環境組合規約第 6 条第 2 項の規定に基づき、本議会において武雄市職員のうちから 1 名を選挙するものであります。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定による投票と同条第 2 項の規定による指名推選との 2 つの方法があります。

そこでお諮りいたします。この選挙については指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名をいたします。組合議員に武雄市副市長、前田敏美君を指名いたします。

ただいま指名いたしました前田敏美君を、佐賀県西部広域環境組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、武雄市副市長前田敏美君が、佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選されました。

#### 日程第 18 閉会中継続調査申出について

日程第 18. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長あてに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成 26 年 6 月武雄市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 11 時 7 分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

〃 副議長 吉 川 里 己

〃 議 員 猪 村 利 恵 子

〃 議 員 浦 泰 孝

〃 議 員 石 丸 定

会 議 録 調 製 者 松 本 重 男